

第三章 河川の水環境改善のための事業及び施策

国土交通省は、一級河川の水質調査に着手した昭和33年に、最初の河川水質浄化対策となる隅田川の汚泥浚渫事業を実施し、また昭和34年には同じく隅田川で浄化用水導入事業に着手した。昭和44年度には、都市河川を対象とする「都市河川環境整備事業」制度を創設し、昭和49年度からは対象河川を全国に拡大した「河川環境整備事業」により、河川の水環境改善を図ってきた。

ダムにおいては、貯水池への土砂流入防止や富栄養化対策を実施するダム貯水池水質保全対策等を実施している。

平成17年度からは、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより水系として総合的に整備を行う「総合水系環境整備事業」を創設し、水環境改善等を各水系において水系一貫で実施している。

1. 水質浄化対策等

水環境の悪化が著しい全国の河川等においては、地方公共団体、河川管理者、下水道管理者等の関係機関が連携し、河川における水質浄化や下水道等の生活排水対策などの水質改善の取組を実施している。

河川における水質浄化対策としては、水量が少なく汚濁した河川に対して清浄な河川水や下水の高度処理水を導入する「浄化導水」、河床・湖底に堆積した底泥からの悪臭や栄養塩類の溶出を防ぐ「浚渫」や「覆砂」、植生帯を整備し生態系の持つ自然浄化機能を活用する「植生浄化」などを「総合水系環境整備事業」(国管理河川) 等により実施している。

また、水質汚濁の著しいダム貯水池においても、富栄養化や濁水等の防止・軽減を図るため、曝気施設の設置等による水質対策を実施している。

2. 河川水量の回復

良好な河川環境を保全するには、豊かな河川水量の確保が必要である。このため、河川整備基本方針等において動植物の生息・生育環境、景観、水質等を踏まえた必要流量を定め、この確保に努めているほか、水力発電所のダム等の下流の減水区間における清流回復の取組みを進めている。また、ダム下流の河川環境を保全・改善するため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を行っている。さらに、平常時の自然流量が減少した都市内河川では、下水処理場の処理水の送水等により、河川流量の回復に取り組んでいる。

3. 湖沼の水質保全

湖沼は滞留時間が長く、流入した汚濁物質が堆積しやすいこと、汚濁原因が多種多様であることから、多様な水質汚濁対策を総合的に実施する必要があるため、湖沼の水質の保全を図り、国民の健康で文化的な生活環境を確保することを目的に、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）が制定された。

また、平成17年6月には、法施行後20年以上が経過してもなお湖沼の水質改善が停滞していることを踏まえ、より一層の水質改善を図るため、湖沼水質保全特別措置法が改正された。この改正により、「流出水対策地区」の指定による農地・市街地から流出する汚濁負荷対策の推進、排水規制の強化、「湖辺環境保護地区」の指定による水質浄化機能の確保等が図られることとなった。

本法律に基づき、国は湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、総合的な水質保全施策を講ずるべき「指定湖沼」を定め、都道府県は当該指定湖沼について「湖沼水質保全計画」を定めることとされている。湖沼水質保全計画の策定状況を表- 29に示す。

表- 29 湖沼水質保全計画の策定状況一覧（令和6年3月現在）

湖沼名	指定年月 〔施行〕	計画名	計画策定年月	目標年度
八郎湖	平成19年12月	八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）	令和2年3月	令和6年度
釜房ダム貯水池	昭和62年10月	釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第7期）	令和5年3月	令和13年度
霞ヶ浦	昭和60年12月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）	令和4年3月	令和7年度
印旛沼	昭和60年12月	印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）	令和4年3月	令和7年度
手賀沼	昭和60年12月	手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第8期）	令和4年3月	令和7年度
諏訪湖	昭和61年11月	諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画	令和5年3月	令和8年度
野尻湖	平成6年10月	野尻湖に係る水質保全計画（第6期）	令和2年3月	令和5年度
琵琶湖	昭和60年12月	第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画	令和4年3月	令和7年度
中海	平成元年2月	中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）	令和2年3月	令和5年度
宍道湖	平成元年2月	宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第7期）	令和2年3月	令和5年度
児島湖	昭和60年12月	児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画	令和4年3月	令和7年度